

令和6年2月1日時点版
ステイ、ノウハク。
あたらしい故郷を 冒険しよう



令和6年度（概算決定）農山漁村振興交付金 農山漁村発イノベーション対策のうち （農泊推進型）の概要について

令和6年2月

農林水産省
農村振興局
都市農村交流課

「農泊」とは

- 「農泊」とは、**農山漁村に宿泊**し、滞在中に**地域資源を活用した食事や体験**等を楽しむ「**農山漁村滞在型旅行**」。
- 「農泊」の狙いは、古民家・ジビエ・棚田など農山漁村ならではの**地域資源を活用した様々な観光コンテンツ**を提供し、**農山漁村への長時間の滞在と消費**を促すことにより、農山漁村における「しごと」を作り出し、**持続的な収益を確保して地域に雇用を生み出す**とともに、農山漁村への移住・定住も見据えた**関係人口の創出の入り口**とすること。
- 農林水産省による支援を通じ、令和4年度までに**全国で計621の農泊地域**を創出。

農泊における多様なコンテンツ

<SAVOR JAPAN >



もち料理/岩手県

食

<農作業体験>



田植え体験
/栃木県大田原市

<アドベンチャーツーリズム>



サイクリング
/広島県尾道市

体験

<ジビエ>



鹿肉のロースト
/北海道鶴居村

<棚田百選の景観>



棚田
/和歌山県有田川町

<地域文化>



長良川上中流域 鶺鴒い
/岐阜県岐阜市

宿泊

<古民家一棟貸し>



京都府南丹市美山町

<農家民宿>



福井県鯖江市

<廃校活用ホテル>



鳥取県八頭町

自治体・地域おこし協力隊・特定地域づくり事業協同組合
などによるサポート

地域の多様な関係者が集まる**地域協議会**の枠組み
において地域一体となって**実施**

立ち寄るのみだと...

滞在時間：短 → 「**通過型観光**」



利益は**限定・局所的**

宿泊・体験コンテンツが充実すると...

滞在時間：長 → 「**滞在型観光**」



地域の利益の最大化

・農泊を支える体制を構築する中で
地域の雇用も

・多様な交流はリピーターを生み**移住・定住**の
きっかけに

地域協議会とは

○「農泊」の取組の実践に当たっては、自治体や観光協会をはじめ、地域の様々な組織や団体が参画する地域協議会において、地域の意思統一を図りながら進めていくことが重要です。

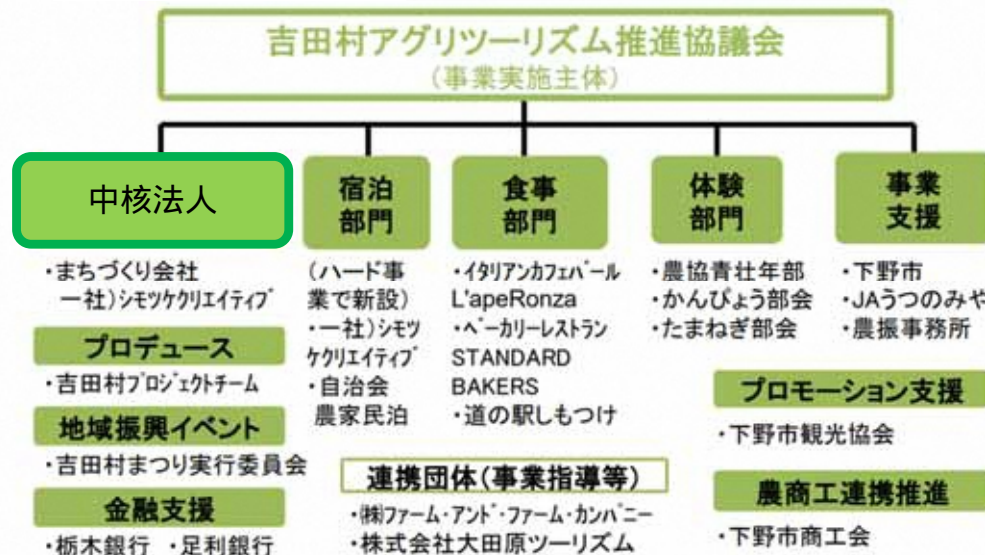
地域協議会に主に期待される役割

- 地域における農泊の取組の活動の基軸（対外的な活動単位）となること
- 地域の多様な関係者における課題共有・意見調整・意思決定の場となること
- 特に、地域としての農泊のビジョン・地域一体となって行う事柄について合意し、リーダーとフォロワーとの間でその内容を共有する場となること
- 取組の実施状況のフォローアップを行うこと

中核法人に主に期待される役割

- 責任の所在を明確化し、持続性に係る社会的信用を持つ法人としての立場において、
 - ・地域一体となったプロモーション、パッケージツアーの販売や宿泊・体験等の一括受付、誘客に係る調査分析・戦略作りなど、地域協議会単位で行うべき事柄の実務
 - ・自治体等の支援組織と適切に役割を分担しつつ、関係者の意見調整の実務を担うこと

<地域協議会の一例>



【望ましい体制づくりのポイント】

- ・中核法人が、地域一体となったプロモーション等の観光地域づくり戦略の立案・調整・進捗管理を**持続的に**担うことができる体制が確立されていること
- ・自治体による協力体制が確立されていること
- ・宿泊・食事・体験のコンテンツ提供者や農協・観光協会に加え、金融機関や商工会など、多様な業種の者が参画する体制が確立されていること
- ・**自地域の主体性を保ちつつ**、外部目線での助言を取り入れる体制が確立されていること。

「農泊」が自立的ビジネスとして継続した運営が実践されている「めざすべき地域像」



農山漁村の所得向上 & 地域活性化の実現へ

出典：「農山漁村地域の所得向上・活性化のための農泊手引き」（株式会社百戦錬磨他）

全国各地で621の地域が交付金を活用し「農泊」に取り組んでいます

農泊地域数 (R4年度末) : 全国計 621地域

近畿 53地域

滋賀県	6	兵庫県	8
京都府	13	奈良県	12
大阪府	5	和歌山県	9

北陸 62地域

新潟県	24
富山県	11
石川県	16
福井県	11

北海道 48地域

東北 90地域

青森県	12	岩手県	15
宮城県	26	秋田県	13
山形県	12	福島県	12

中国四国 93地域

鳥取県	8	徳島県	5
島根県	15	香川県	12
岡山県	17	愛媛県	6
広島県	16	高知県	6
山口県	8		

関東 125地域

茨城県	7	栃木県	11
群馬県	11	埼玉県	6
千葉県	21	東京都	5
神奈川県	10	山梨県	14
長野県	20	静岡県	20

九州 96地域

福岡県	18	佐賀県	6
長崎県	10	熊本県	23
大分県	9	宮崎県	7
鹿児島県	23		

沖縄 12地域

東海 42地域

岐阜県	17	愛知県	7
三重県	18		

※農泊地域とは、農山漁村振興交付金による農泊推進の支援に採択され、農泊に取り組んでいる地域をいう。

■農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）のうち農泊推進型

【令和6年度予算概算決定額 8,389（9,070）百万円の内数】

○ 農泊の運営主体となる地域協議会等に対して、ソフト・ハード両面から一体的に支援を行う。



地域協議会の取組への支援

市町村・中核法人等の取組への支援

＜ソフト対策＞

農泊推進事業

新たに農泊に取り組む地域における、体制の整備やコンテンツ造成等の取組に対する支援

農泊地域創出タイプ

農泊をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ等に要する経費を支援 （ワークショップの開催、地域協議会の設立・運営、地域資源を活用した体験プログラム・食事メニュー開発 等）	事業実施期間：上限2年間 交付率：定額 上限：1年目、2年目とも500万円/年
---	---

過去に農泊推進事業等に取り組んだ地域協議会における、新たな取組に対する支援

農泊地域経営強化タイプ

地域協議会内の宿泊・食事・体験等の観光コンテンツの単価引き上げやDX等の生産性向上によるコスト削減等により 高付加価値化を目指す新たな取組 に要する経費を支援 （ワークショップの開催、地域資源を活用した体験プログラム・食事メニュー開発、宿泊予約システム、簡易な施設整備 等）	事業実施期間：上限2年間 交付率：定額 上限：事業実施主体当たり助成単価（単年度当たり250万円まで）×上限期間（例：2年間の場合、1年目300万円、2年目200万円）
---	--

+

※農泊推進事業と併せて実施すること

人材活用事業

研修生タイプ or 専門家タイプ

「地域協議会の事務局業務や観光コンテンツの提供などを担う地域外の人材（研修生）」又は「地域内に無い専門知識を持つ人材（専門家）」の雇用等に要する経費を支援 ※ <u>専門家を活用する地域の採択上限数有り</u>	事業実施期間：上限2年間 交付率：定額 上限：1年目、2年目とも研修生タイプは250万円、専門家タイプは650万円等）
--	---

＜ハード対策＞

宿泊施設等の整備事業

※以下2つの実施形態のうちいずれか

市町村・中核法人実施型

古民家等を活用した滞在施設、体験交流施設、農林漁家レストラン等の整備に要する経費を支援	事業実施期間：上限2年間 交付率：1/2 上限：原則2,500万円（国費）
---	---

農家民泊経営者等実施型

農家民泊等における小規模な改修に要する経費を支援 ※農家民泊から旅館業法の営業許可を取得した農家民宿に転換するための整備を行う場合には、1経営者あたり上限100万円を加算	事業実施期間：1年間 交付率：1/2 上限：5,000万円/地域かつ1,000万円/経営者（国費）
--	---

○ このほか、国内外へのプロモーション事業を通じた農泊地域の魅力発信を行い、農泊需要の喚起を推進

農山漁村振興交付金（農泊推進型）でできること①

< ソフト対策 >

農山漁村振興交付金（農泊推進型）は農山漁村に宿泊し滞在中に食事、体験、交流を楽しむ農山漁村滞在型旅行を支援するために、農泊の運営主体となる地域協議会等へ支援します。

農泊推進事業

農泊地域創出タイプ（農泊に初めて取り組む地域）

【事業期間】 上限2年間、【交付率】 定額（上限500万円/年）

農泊実施体制の構築			
	農泊地域内の合意形成及び体制構築	地域の理解醸成のためのセミナー開催	専門家による指導
	コンテンツ開発 体験プログラムや食事メニュー開発など		
農業/収穫体験		自然/カヌー体験	文化/着付け体験
環境整備			
	Wi-Fi整備	キャッシュレス導入	多言語対応
	プロモーション		
WEBサイト構築		PR動画作成	パンフレット作成

農泊地域経営強化タイプ（すでに農泊事業を実施した地域）

【事業期間】 上限2年間、【交付率】 定額（上限（単年度当たり250万円）×上限期間）

単価の引き上げ			
	施設の簡易な整備	ネイティブ言語化対応	今までにない体験の造成
	経営コストの節減		
宿泊施設予約システム構築		フロント自動チェックイン	電子錠の導入

人材活用事業

※農泊推進事業と併せて実施すること
※研修生タイプと専門家タイプは同時に実施しないこと。

左記に加えて、このような取組にあたって必要な人材の雇用

研修生タイプ

地域協議会の事務局業務や観光コンテンツの提供などを担う地域外の人材（研修生）の雇用等に要する経費を支援

【事業期間】 上限2年間
【交付率】 定額（上限250万円/年、月額上限14万円 等）

想定される取組

- ・地域協議会の事務局業務の補助
- ・観光コンテンツの提供者もしくはガイド
- ・プロモーション活動 等

専門家タイプ

地域内に無い専門的知識を持つ者（専門家）の雇用等に要する経費を支援

【事業期間】 上限2年間
【交付率】 定額（上限650万円/年、月額上限75万円 等）

想定される専門的知識の例

- 事業計画策定、プロジェクトマネジメント、観光コンテンツ開発、観光プロモーション、旅行商品開発、マーケティング、ICT指導 等

※令和6年度は試行のため、全国で数地域程度を採択予定

【補助対象経費】

人件費（臨時に雇用される事務補助員等の賃金）、報償費（謝金）旅費、需用費（消耗品、車両燃料費、印刷製本費等）、役務費（通信運搬費、翻訳費、印刷製本費）、委託料（コンサルタント等の委託費）、使用料及び賃借料（会場、貨客兼用自動車、事務用機械器具等の借料等）、備品購入費（施策の実施に最低限必要な事業用機械器具等の購入費）、報酬（技術員手当等）、共済費等（共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等）、補償費（借地料等）、資材等購入費（資材購入費、調査試験用資材費等）、機械賃料（作業機械、機材等賃料経費等）、研修手当（実践研修に要する経費の手当）

農山漁村振興交付金（農泊推進型）でできること②

< ハード対策 >

施設整備事業（市町村・中核法人実施型）

【市町村・地域協議会の中核法人等が事業を実施する場合】（事業実施期間：上限2年間）



宿泊施設や交流施設を充実させて交流人口を増やしたい。使われていない施設や廃校も有効活用したい。



空き家や古民家を宿泊施設として改修



古民家等の遊休施設を改修する場合



遊休施設を改修した宿泊施設

交付率：1/2

交付上限：5,000万円（国費）

建屋の新設及び遊休施設以外の施設を改修する場合



コテージ

一棟貸しの宿泊施設

交付率：1/2

交付上限：2,500万円（国費）

宿泊施設のほか、**農家レストラン**や**交流施設**として 新設・改修する場合も交付率及び交付上限は左記と同じです。



農家レストラン

廃校舎等市町村所有の遊休施設を宿泊施設として改修する場合



廃校を改修した宿泊施設

交付率：1/2

交付上限：1億円（国費）

実施要領に示す要件をすべて満たす必要*1があります。

市町村負担分は、企業版ふるさと納税が活用できます。

地域協議会を組織することが必要（事業実施主体が地域協議会以外の場合は事業完了時まで組織）

※1 実施要領に示す要件として、以下をすべて満たす必要があります。

- a 対象施設について、現在使用されていない家屋、廃校舎、その他本来の用途に供していない施設等遊休施設を有効活用するものであること
- b 地域で取り組む農泊の推進に資する用途に供する改修であること
- c 地域に所在する既存の施設との調和を図り、また当該施設と連携して地域で取り組む農泊を推進するような一体的な事業実施計画であること
- d 改修後の対象施設について、自然環境や地域の景観に配慮したものであること

- e 改修後の対象施設について、文化、歴史等の地域の特性及び魅力を活かしたものであること
- f 対象施設について、市町村が所有権を有し、かつ事業完了後も引き続き市町村が所有権を有すること
- g 改修後の対象施設について、主たる用途が宿泊施設であり、かつその施設規模が事業の実施にあたり適正なものであること
- h 対象施設から10km以内の地域において、観光客の受入れを主な目的とした事業実施計画に含まれない宿泊施設が存在するような一体的な事業実施計画であること

農山漁村振興交付金（農泊推進型）でできること③

施設整備事業（農家民泊経営者等実施型）

【農家民泊経営者等 ※1 が事業を実施する場合】（事業実施期間：1年間）

営んでいる宿泊施設をより快適な施設に改修して宿泊客を満足させたい。



広くて落ち着ける寝室



大人数でも利用可能で快適な浴室

宿泊施設の質の向上のための整備 ※2



広くて明るい雰囲気の執務スペースへの改良整備



テラスを設置して開放的な空間を創出



十分な広さと照明を備えた寝室



換気設備付きの快適な調理室



洗面台の増設



男女別のトイレ

旅館業法に基づく営業許可取得のための整備 ※2

（自治体により設備基準が異なります）



定員に応じた規模、換気設備を有したトイレ



排水性を有した厨房

※さらに1経営者あたり最大100万円（定額）までの助成を受けることが可能

【農家民宿転換促進費】

交付率：1/2

交付上限

1経営者あたり
1,000万円（国費）

経営者が複数の場合は
1地域あたり
5,000万円（国費）

事業の実施にあたっては、「地域協議会の設立」、「地域協議会における中核法人の設立」、「宿泊、飲食、体験の提供体制」がすでに整っていることが必要

- ※1（1）「農家民泊」とは、無償で居宅等に旅行者を宿泊させ、体験料を徴収して宿泊体験及び農林漁業体験を提供するもので、農家民泊を営む者を「農家民泊経営者」としています。
（2）「農家民泊経営者等」とは、農家民泊経営者、旅館業法第3条第1項に規定する許可を受けて宿泊を提供する者、住宅宿泊業法に基づく届出を行って宿泊を提供する者、及び農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律に基づく農林漁業体験民宿業者の登録を行って必要な役務を提供する者としています。

※2 施設整備事業（農家民泊経営者等実施型）でできる整備は以下の分類となります。

① 旅館業法に基づく営業許可取得に最低限必要な整備 ② 宿泊施設の質の向上のために必要な整備

- ①については旅館業法の営業許可の取得のために最低限必要となる設備の改修に必要な費用への助成であり、農家民泊経営者のみが支援対象となります。
- ②については、個人旅行者の増加に結びつくような内装など、宿泊施設の質の向上に資する改修に要する費用への助成であり、農家民泊経営者等すべてが支援対象となります。

農山漁村振興交付金（農泊推進型）でできること④

農家民泊経営者等実施型を活用する農家民泊経営者（旅館業法の営業許可を未取得の者に限る）に対して、農家民宿へ転換する場合は、「農家民宿転換促進費」を経営者1名あたり最大100万円（定額）を助成します。

農家民泊経営者等実施型における農家民宿転換促進費の活用例

CASE①

農家民泊を経営するAさんが**事業費200万円**で農家民宿の**営業許可**を取得するために**最低限必要な改修**工事を実施

- 旅館業法の営業許可を取得するために必要な厨房、浴室等を改修（ア）：200万円



厨房設備の改修



浴室の改修

【上記工事での支援内容】

- 施設整備事業（農家民泊経営者等実施型）での助成
事業費（ア）200万円×1/2=100万円
⇒ 助成額100万円…①
- 農家民宿転換促進費での助成
営業許可取得に最低限必要な設備改修費用（ア）
200万円×1/2=100万円
⇒ 助成額 100万円…②

Aさんへの助成額は、①+②=**200万円**（国費）
（自己負担額なしとなります）

CASE②

農家民泊を経営するBさんが**事業費600万円**で改修工事を実施

- 旅館業法の営業許可を取得するために必要な厨房設備等を改修（ア）：250万円
- 寝室の拡張、照明の整備（イ）：350万円

【上記工事での支援内容】

- 施設整備事業（農家民泊経営者等実施型）での助成
事業費（ア+イ）600万円×1/2=300万円
⇒ 助成額300万円…①
- 農家民宿転換促進費での助成
営業許可取得に最低限必要な設備改修費用（ア）
250万円×1/2=125万円>100万円
⇒ 助成額 100万円…②

Bさんへの助成額は、①+②=**400万円**（国費）
（自己負担額は200万円となります）

CASE③

農家民泊を経営するCさんが**事業費600万円**で改修工事を実施

- 旅館業法の許可を取得するために必要となる衛生設備等の改修（ア）：150万円
- インバウンド呼び込みのための個室シャワーユニットの設置（イ）：450万円

【上記工事での支援内容】

- 施設整備事業（農家民泊経営者等実施型）での助成
事業費（ア+イ）600万円×1/2=300万円
⇒ 助成額300万円…①
- 農家民宿転換促進費での助成
営業許可取得に最低限必要な設備改修費用（ア）
150万円×1/2=75万円≤100万円
⇒ 助成額 75万円…②

Cさんへの助成額は、①+②=**375万円**（国費）
（自己負担額は225万円となります）

自己負担額の資金調達にあたっては、農林中央金庫、日本政策金融公庫等の融資がご活用いただけます。

事業活用に当たってよくあるご質問

Q1 公募の結果はいつわかりますか？

通常、ソフト事業のみの提案の場合は締切の1か月後頃、ハード事業を含む提案の場合はその1～2か月後頃となっています。

Q2 交付金交付候補者に選定された後、いつから事業に着手できますか？

選定通知から1か月以内に地方農政局長等あてに事業実施計画書を提出し、事業実施計画承認後、更なる手続きを経て交付金交付決定通知以降となります。

Q3 候補者選定以降、交付決定まではどのような手続きが必要ですか？

交付決定までの手続きは以下のとおりです。

地方農政局長等あて事業実施計画書承認申請 ⇒ **計画承認通知**

地方農政局長等から事業実施主体あて割当内示（北海道以外）

地方農政局長等あて交付申請 ⇒ **交付決定通知**

Q4 交付金による支援はどの時点から対象となりますか？

支援の対象は交付決定後の取組とし、交付決定以前の取組は支援の対象とはなりません。

Q5 交付金の支援の対象とならない経費はありますか？

支援の対象とならないのは、活動を維持するための運転資金、初期投資費用（事業完了後も使用する備品、調度品等）、汎用性の高い物品購入費用、事業実施主体及びその構成する団体の経常的運営に要する経費（協議会構成員や通年雇用する事務補助職員の人件費等）等がありますので、事前に所管する地方農政局等に確認してください。

Q6 交付金はいつ支払われますか？また、概算での支払いは可能ですか？

交付金の支払は、事業終了後の精算払（後払い（実績精算）とする）が原則となりますので、事前にと組に要する費用の全額を用意していただく必要があります。

また、事業終了前の支払い（概算払）については、条件が整った場合に行うことがありますが、様々な制限が設けられています。



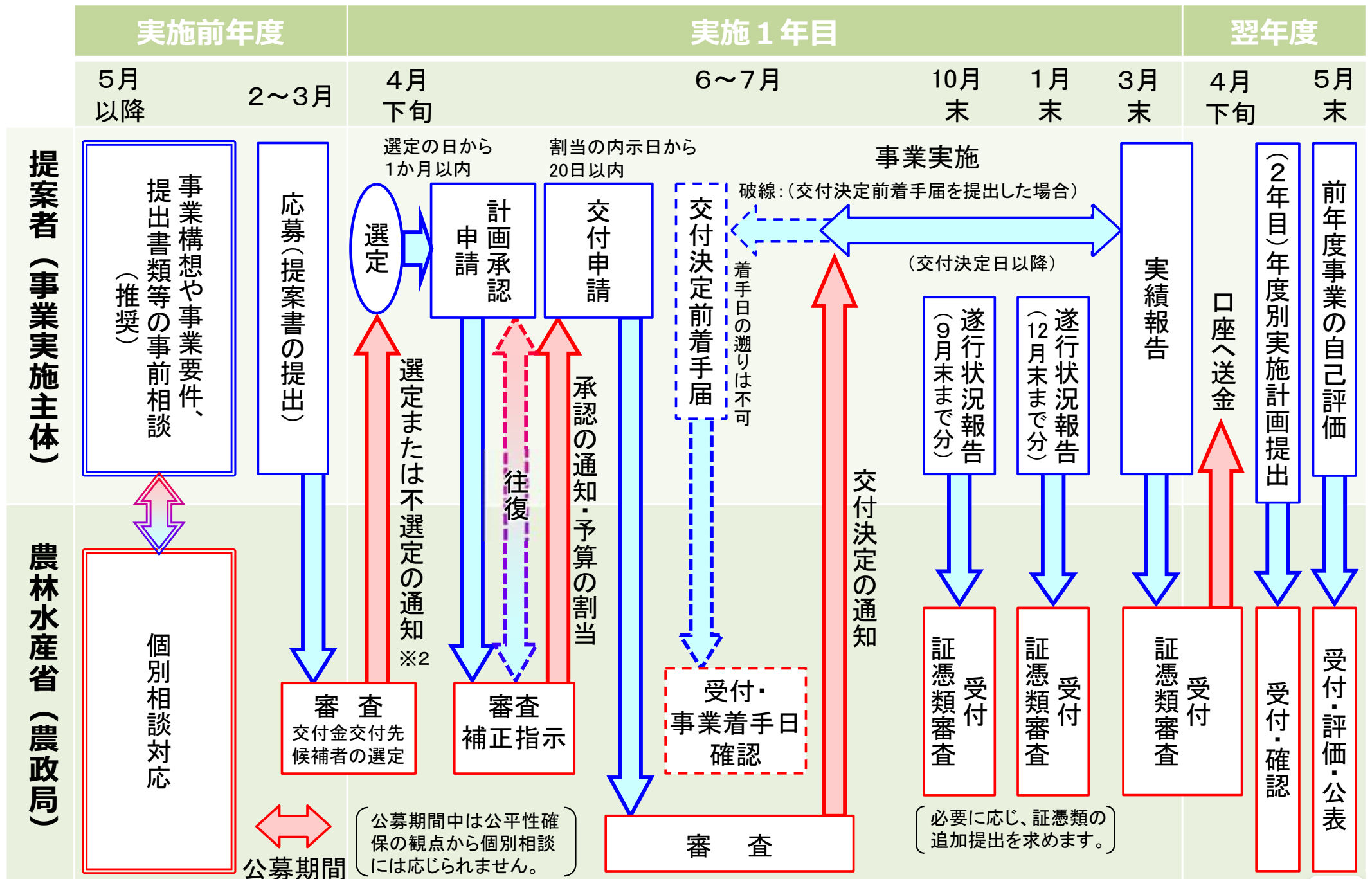
農泊の提案書を作成する前の自己チェック表

協議会等名：

事項	適正	不適正
事業の目的	① 農泊により地域の活性化（地域の所得向上、地域の雇用創出、地域の食の安定供給により、地域へ儲け）を推進したい。	① 個人や一部の団体が儲かっていればそれで良い。
	② 農泊を推進したい。	② 目的は何でもよいので自分たちが今やっている活動を維持するための補助金を貰いたい。
	③ 農泊をビジネスとして実施したい。	③ 儲けはいらぬ（趣味の延長程度。補助が終わったら活動も終わり。）
取組	④ 宿泊・食事・体験（交流・買い物含む）の3本柱を磨き上げたい。	④ 宿泊・食事・体験の中の一部を磨きたい。
	⑤ 滞在型観光（滞在時間が長い、泊りに繋がるコンテンツの磨き上げ）を推進したい。	⑤ 通過型観光（滞在時間が短い、日帰り）を推進したい。宿泊受入は大変なのでやる気はない。
	⑥ 宿泊・食事・体験において、 泊まりまで繋がるキラーコンテンツ候補がある。（そこに行く・泊まる必然性あり）	⑥ 育てたい観光コンテンツがない。
	⑦ 来訪者に喜ばれるコンテンツを売りたい。	⑦ 自分の売りたいものだけを売れば良い。
	⑧ 持続可能な価格設定を行う。	⑧ 料金設定が不適切。（お客様満足度を把握しない、満足してもらえる取組が分からない）不当に安価である。
地域との連携	⑨ 地域協議会や中核法人が設立済み。又は設立が確実。	⑨ 地域協議会や中核法人のなり手がおらず、設立するつもりもない。
	⑩ 関係団体や施設において複数人で役割分担を明確化し、中核法人が中心となり各関係者を束ねる。	⑩ 関係団体や施設において役割分担が不明確。（何もかもほぼ1人で行っている。各団体がバラバラ）
	⑪ 地域や役場と意思疎通できる。	⑪ 地域や役場と意思疎通する気はない。
	⑫ 地域や農林漁業者の顔が見え、地域が一丸となり、やる気がある。	⑫ 地域の顔が見えない。（見えるのは一部の人のみ）
事務局体制	⑬ 他の業務を抱えているが、農泊の事務を優先する。	⑬ 事務をする人がいない。（調査依頼しても締め切りを守らない、事業完了後も必要）

注意：提案書を作成する前に自己チェックを行ってください。国が応援・支援する農泊とはどのようなものか。ご理解いただけると幸いです。

農泊推進事業（ソフト）のおおよそ※₁の流れ（前年度～1年目）



※1…年度により変動する場合があります。 ※2…ハード事業にご応募の場合は、採択が2か月程度遅くなります。



事業メニュー・要件等詳しくは、お近くの農政局へご相談ください。

(ご相談は随時受け付けています。)

主たる事務所の所在地	連絡先	主たる事務所の所在地	連絡先
北海道	農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL : 03-3502-8111 (内線5447)	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	農林水産省近畿農政局農村振興部都市農村交流課 〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町 TEL : 075-451-9161 (内線2592、2594)
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	農林水産省東北農政局農村振興部都市農村交流課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 TEL : 022-263-1111 (内線4444、4165)	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県	農林水産省中国四国農政局農村振興部都市農村交流課 〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 TEL : 086-224-4511 (内線2524、2526)
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県、 静岡県	農林水産省関東農政局農村振興部都市農村交流課 〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 TEL : 048-600-0600 (内線3405、3414)	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	農林水産省九州農政局農村振興部都市農村交流課 〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1 TEL : 096-211-9111 (内線4623、4627)
新潟県、富山県、石川県、 福井県	農林水産省北陸農政局農村振興部都市農村交流課 〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 TEL : 076-263-2161 (内線3482、3483)	沖縄県	内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 TEL : 098-866-1652 (農村振興課直通)
岐阜県、愛知県、三重県	農林水産省東海農政局農村振興部都市農村交流課 〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 TEL : 052-201-7271 (内線2521、2527)		



農泊の取組概要や事業の詳細については、農林水産省のWebサイトや農泊ポータルで公表しています。

農泊

検索

農泊 nohaku.net
農泊ポータルサイト

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhaku/nouhaku_top.html

<https://nohaku.net>